

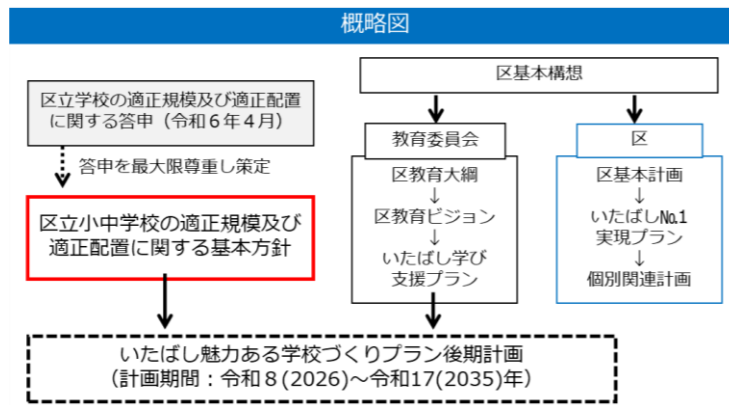
東京都板橋区立学校の適正規模及び適正配置に関する答申【概要】

第1章 答申の策定(答申 P.1~P.2)

1. 策定の目的

- 平成 24 年答申から 10 年が経過
- 子どもたちを取り巻く教育環境の変化
 - ①個別最適な学びと協働的な学びの実現
 - ②AIをはじめとする先端技術の高度化
 - ③コロナ禍による教育環境の見直し

2. 答申の位置付け



「子どもたちが未来を切り拓くための
資質・能力」のより一層の育成

第2章 諮問事項と平成 24 年答申内容の見直し(答申 P.3~P.5)

1. 諮問事項

- 学校の適正規模及び適正配置の基本的考え方及び具体的方策
 - 新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備の基本的考え方
- 審議会では、①適正規模 ②適正配置 ③適正規模化の方法 ④通学区域 ⑤地域協議 ⑥小中一貫型学校 ⑦ICT化 ⑧施設内容・施設更新 ⑨子どもたちの多様性と子どもたちを取り巻く様々な環境の9項目を審議

第3章 板橋区立学校の適正規模及び適正配置(答申 P.5~P.16)

1. 区立学校の現状(ピーク時比較)

児童数	42,008名 → 23,345名	S56→R5 ▲18,663名
生徒数	19,005名 → 9,162名	S60→R5 ▲9,845名
小学校数	57校 → 51校	S58→R5 ▲6校
中学校数	24校 → 22校	S58→R5 ▲2校

- そのほか、教育環境や社会状況の変化として
- ①副校長補佐や学力向上専門員などの学校運営を支える様々な人材の配置による指導体制の充実
 - ②特別支援教育や日本語指導を受ける児童・生徒や不登校児童・生徒の増加による、子どもたちを取り巻く環境の複雑・多様化
 - ③大規模集合住宅の建設に起因する一部地域における一時的な児童生徒数の増加

2. 教育上望ましい規模

学校規模	1 学級あたりの人数
小中学校ともに 12 学級~18 学級	明記しない

見直し理由(抜粋)

- 国の法令では小中学校ともに 12~18 学級が標準であり、区内小中学校の多くが 12~18 学級。
- 予算上の制約と制度面での課題により区独自の少人数学級編制は困難であること、教員以外の様々な人材の配置や授業展開の工夫等により、個別最適な学びと協働的な学びの保障に向けて取り組んでいる現状があることから、1 学級あたりの人数は明記しない。

- 適正規模の学校では、**学力や体力の一層の向上のほか、子どもたちの社会性や個性の伸長、学校運営や教員の資質向上**など、様々な良さが発揮される。
- 適正規模から外れる学校では、規模に応じた適切な教育の提供・充実に取り組んでいる一方、学校規模が過大・過小になると、学校運営や学校教育への影響が心配される。

第4章 新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備(答申 P.16~P.20)

(1) ICT化

- ①ICT 機器やネットワークの整備・維持・更新などの環境整備と学校の状況に応じた適切な支援
- ②国の動向を踏まえた通信環境の拡充と早い技術革新を見据えた着実な対応

(2) 施設内容

- ①新たな教育環境への対応ができる柔軟なつくり
- ②地域とともにある学校としての複合的な施設
- ③学校と地域の連携による地域防災機能の向上
- ④子どもや教職員の意見等を踏まえた施設づくり

(3) 施設更新

- ①年少人口の推計、集合住宅の建築計画、学校の老朽化状況、財政状況等を踏まえて整備方法を検討

(4) 多様性と様々な環境

- ①相談事を抱える子どもが教員等に相談しやすい施設整備
- ②通常学級と特別支援学級が交流しやすい教室配置
- ③不登校児童・生徒に対する居場所づくり

第5章 適正規模・適正配置に向けた取組(答申 P.20~P.24)

小規模化対応	通学区域変更などの児童生徒数増加に繋がる取組・将来的な人口推計を踏まえた学校の統合・再編について検討
大規模化対応	新校設置の困難さや頻繁な通学区域変更が子どもや保護者等に与える不安の大きさを考えると、普通教室の転用や増築による教室・諸室の確保に加え、学校隣接地の確保を含め、課題の最小化や教育環境の充実に努めていく
適正配置	学校規模が適正となるように学校を配置する考えに加えて、小中一貫教育の推進や他の公共施設との連携・複合化等により今日的課題の解決に繋げる